

鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター  
整備運営事業

基本協定書（案）

令和6年●月●日

鹿児島県



# 鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター整備運営事業

## 基本協定書（案）

鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター整備運営事業（以下「本事業」という。）に関して、鹿児島県（以下「県」という。）と〔●●●●〕グループを構成する法人（〔代表企業名●●〕（以下「代表企業」という。）、〔構成員名●●〕（以下代表企業と〔構成員名●●〕とを併せて「構成員」という。）及び〔協力企業名●●〕（以下「協力企業」という。）。以下「構成員」と「協力企業」とを併せて「落札者」という。）との間で、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、県が本事業に関して総合評価一般競争入札方式により落札者を選定したことを確認した上で、第4条に基づき構成員が本事業を実施するために今後設立する特別目的会社と県との間の事業契約締結に向けて、双方の義務について定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「事業契約」とは、本事業の実施に関し、県と特別目的会社との間で締結される本事業に係る事業契約をいう。
- (2) 「事業期間」とは、事業契約の本契約の締結日から令和26年3末日までの期間をいう。ただし、事業契約の期間が延長された場合又は事業契約が解除された場合若しくは終了した場合は、事業契約の効力発生日から延長された事業契約の期間満了日又は事業契約が解除された日若しくは終了した日までの期間をいう。
- (3) 「特別目的会社」とは、本事業を遂行することを目的として構成員によって設立される会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として設立する新会社をいう。
- (4) 「出資」とは、特別目的会社が発行する普通株式を引き受けることをいう。
- (5) 「提案書類」とは、落札者が本事業の入札において県に提出した提案書、県からの質問に対する回答書その他落札者が事業契約締結までに提出する一切の書類をいう。
- (6) 「提示条件」とは、本事業の入札において県が提示した本事業にかかる一切の条件をいう。
- (7) 「入札説明書等」とは、本事業の入札に関し、令和6年4月5日付けで公表された入札説明書（質問回答及び公表後の修正を含む。）並びに入札説明書の添付資料及び付属資料（質問回答及び公表後の修正を含む。）をいう。

(8) 「要求水準書」とは、本事業の入札に関し、令和6年4月5日付けで公表された要求水準書（質問回答及び公表後の修正を含む。）をいう。

（県及び落札者の義務）

第3条 県及び落札者は、県と特別目的会社が締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応する。

2 落札者は、提示条件を遵守の上、県に対し提案書類を提出したものであることを確認する。また、落札者は、事業契約締結のための協議に当たっては、鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター整備運営事業者選定委員会及び県の要望事項を尊重する。ただし、要望事項が入札説明書等に定める内容を逸脱しているものは除く。

（特別目的会社の設立）

第4条 構成員は、本協定締結後、令和●年●月●日までに、入札説明書等及び提案書類に従い、本事業の遂行のみを目的とする特別目的会社を設立し、特別目的会社の設立登記の完了後速やかに、その履歴事項証明（設立時の取締役及び監査役を証明するもの）及びその定款の原本証明付写しを県に提出して、特別目的会社の設立を報告するものとする。その後、当該証明を受けた者の改選若しくは変更（再任を含む。）がなされ、又は定款を変更した場合も同様とする。なお、設立される特別目的会社は、要求水準書「第5 経営管理に関する要求水準」の「1 選定事業者に求められる基本事項」の「(1) 選定事業者に関する事項」に定める項目の第1番目から第7番目の項目及び第10番目の項目を満たしていなければならない。特別目的会社の資本金は提案書類に示された金額以上とするものとし、構成員が特別目的会社の設立を県に報告するに当たり、特別目的会社がそれらの項目を満たしていることの説明書を添えるものとする。

2 特別目的会社設立時の株主及び持ち株数は別紙1のとおりとする。

3 事業期間において、構成員は、次条第1項により県の承諾を受けた場合を除き、特別目的会社の株式について譲渡、担保権等の設定その他一切の処分をすることはできず、また、構成員の出資比率を変更することはできない。

4 前項にかかわらず、構成員が特別目的会社の株式について譲渡、担保権等の設定その他の処分を希望する場合において、本事業の安定的遂行及びサービス水準の維持が図られるとともに、県の利益を侵害しないと認められ、かつ、当該出資比率の変更後の構成員の出資比率の合計が株主総会における総議決権の50%を超える場合には、県は、当該出資比率の変更について協議に応じることができるものとする。

（株式の譲渡等）

第5条 構成員は、事業期間が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、その保有する特別目的会社の株式を他の構成員又は第三者に対して譲渡し、担保権を設定

し、又はその他の処分を行う場合には、事前に書面による県の承諾を受けなければならない。

- 2 構成員は、前項に従い県の承諾を得て特別目的会社の株式に担保権を設定した場合には、担保権設定契約書の原本証明付き写しを、その締結後速やかに県に提出する。
- 3 構成員は、特別目的会社の設立時及び増資時において、別紙2の様式による誓約書を県に提出し、構成員以外の特別目的会社の株主（株式譲渡における譲受人を含む。）をして同誓約書を提出させるものとする。

#### （義務の委託又は請負）

第6条 構成員は、特別目的会社をして、本事業に関する各業務のうち設計に係る業務を●●に、建設に係る業務を●●に、工事監理に係る業務を●●に、開業準備にかかる業務を●●に、維持管理に係る業務を●●に、運営に係る業務を●●に、それぞれ委託し又は請け負わせるほか、その他の業務を第三者にそれぞれ委託させ又は請け負わせるものとする。

- 2 構成員は、各業務の実施の準備に着手するときまでに、前項に定める設計、建設、工事監理、開業準備、維持管理、運営の各業務を受託する者又は請け負う者と特別目的会社との間で、各業務に関する業務委託契約又は請負契約を締結させ、締結後速やかに当該契約書等の合意文書の写しを県に提出するものとする。
- 3 第1項の規定により特別目的会社から設計、建設、工事監理、開業準備、維持管理、運営に係る業務を受託し、又は請け負った者は、受託し、又は請け負った業務を誠実に行わなければならない。また、業務を受託し又は請け負った者をして、受託し、又は請け負った業務を誠実に行わせるものとする。

#### （事業契約）

第7条 落札者は、入札説明書等に従い本事業に係る事業契約の仮契約を、本協定締結後、令和7年2月を目途とし、鹿児島県議会への事業契約に係る議案提出日までに、特別目的会社をして県との間で締結せしめるものとする。

- 2 前項の事業契約の仮契約は、その締結について鹿児島県議会の議決が得られたときに、本契約としての効力を生じるものとする。
- 3 県は、入札説明書等に含まれる事業契約書（案）の文言に関し、落札者から説明を求められた場合は、入札説明書等において示された本事業の目的及び内容に照らし、提示条件の範囲内において趣旨を明確化するよう努めるものとする。
- 4 県及び落札者は、事業契約の仮契約締結後も本事業の遂行のために協力する。
- 5 前4項の規定にかかわらず、事業契約に係る本契約の効力発生前に、落札者のいずれかが本事業の入札に関し次の各号のいずれかに該当した場合は、県は、落札者全員との間で本協定を解除し、事業契約の仮契約を締結せず又は締結済の事業契約の仮契約を解

除することができるものとする。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（独占禁止法第 8 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）又は第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項の規定による命令を受け、かつ、当該命令に係る行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟（以下「抗告訴訟」という。）を同法第 14 条に規定する出訴期間（以下「出訴期間」という。）内に提起しなかったとき。
  - (2) 独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項本文（同条第 2 項及び第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第 4 項本文の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、当該命令に係る抗告訴訟を出訴期間内に提起しなかったとき又は独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項ただし書（同条第 2 項及び第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）、第 4 項ただし書、第 10 項若しくは第 20 項の規定により課徴金の納付を命じられなかったとき若しくは独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により当該命令が取り消されたとき。
  - (3) 前 2 号の抗告訴訟を提起した場合において、当該抗告訴訟を取り下げたとき。
  - (4) 第 1 号又は第 2 号の抗告訴訟を提起した場合において、当該抗告訴訟の判決（第 1 号又は第 2 号の命令の全部を取り消すものを除く。）が確定したとき。
  - (5) 受注者又はその役員若しくは使用人について、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条の刑が確定したとき。
- 6 落札者において、事業契約の効力発生までに入札説明書等にて定める本事業の参加資格を欠くに至った場合、県は入札説明書等の定めるところに従い、本協定を解除し、事業契約の仮契約を締結せず又は締結済の事業契約の仮契約を解除することができるものとする。
- 7 本条第 5 項及び第 6 項に掲げる場合のほか、事業契約の効力発生までに、落札者が本協定に違反し、その違反により本協定の目的を達することができないと県が認めるとき、又はその他落札者の責めに帰すべき事由により、本協定の履行が困難であると県が認めるときは、前項の規定にかかわらず、県は、本協定を解除し、事業契約の仮契約を締結せず又は締結済の事業契約の仮契約を解除することができるものとする。

（暴力団等の排除に関する措置）

第 8 条 県は、落札者のいずれかが次の各号の一に該当するときは、本協定を解除し、事業契約の仮契約を締結せず又は締結済の事業契約の仮契約を解除することができる。

- (1) 役員等（落札者のいずれかが個人である場合にはその者を、落札者のいずれかが法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時本事業に関する契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴

力団員をいう。以下この項において同じ)であると認められるとき。

- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - (7) 落札者のいずれかが、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第6号に該当する場合を除く。)に、県が落札者のいずれかに対して当該契約の解除を求め、当該落札者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定に基づき本協定を解除した場合、落札者は、県の指定する期間内に入札金額の100分の10に相当する額を損害の発生の有無にかかわらず、違約罰として、県に支払わなければならない。
  - 3 落札者が第2項の額を県の指定する期間内に支払わないときは、落札者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、鹿児島県契約規則に定める率を乗じて計算した額の延滞利息を県に支払わなければならない。
  - 4 落札者は、連帯して第2項及び第3項の額を県に支払わなければならない。
  - 5 前各項の規定は、県の落札者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

#### (準備行為)

- 第9条 落札者は、特別目的会社の設立の前後を問わず、また、事業契約の本契約締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業の円滑な実施のために必要な準備行為を行うことができ、県は、必要かつ可能な範囲で当該準備行為に協力するものとする。
- 2 落札者は、当該準備行為の結果を、事業契約の本契約締結後、速やかに特別目的会社に引き継ぐものとする。

#### (事業契約不成立の場合の処理)

- 第10条 事由を問わず事業契約の効力発生に至らなかった場合、既に県及び落札者が本事

業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、次条に規定する違約金等を除き、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(解除並びに違約金等)

第 11 条 事業契約のいかなる定めにもかかわらず、事業契約の効力発生後に、第 7 条第 5 項各号のいずれかの事由が落札者に生じた場合、何らの催告を要することなく、県は、本協定及び事業契約を解除することができるものとし、落札者はこれに異議を述べず、また、特別目的会社をして異議を述べさせないものとする。

2 県が、本協定を解除するか否かにかかわらず、事業契約の本契約の締結日までに、落札者に第 7 条第 5 項各号の事由が生じた場合、落札者は、連帯して入札金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として、県の指定する期間内に県に支払うものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、これにより県が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について県が損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。

3 前項の場合を除き、落札者のいずれかの責めに帰すべき事由（落札者のいずれかが入札説明書等に定める本事業の参加資格を欠くに至った場合を含む。）により第 7 条第 1 項に定める期日までに事業契約の仮契約の締結に至らなかった場合、又は締結した事業契約の仮契約が解除されるに至った場合、県は、落札者に対し、入札金額の 100 分の 10 に相当する額を請求することができるものとする。

4 落札者は、前項の請求を受けたときは、請求にかかる金額を県の指定する期間内に連帯して県に支払わなければならない。

5 落札者が前 2 項の額を県の指定する期間内に支払わないときは、落札者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、鹿児島県契約規則に定める率を乗じて計算した額の延滞利息を県に支払わなければならない。

(秘密保持)

第 12 条 県及び落札者は、本協定の履行に関連して相手方から受領した情報（以下「秘密情報」という。）を責任をもって管理し、本協定の履行又は本事業の遂行以外の目的で当該秘密情報を使用しないこと、本協定に別段の定めがある場合を除き相手方の事前の承諾なしに第三者に開示しないことを確認する。

2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

(1) 開示の時点で公知である情報

(2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報

(3) 開示の後に県又は落札者の責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報

(4) 県及び落札者が本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意

した情報

3 前2項にかかわらず、特別目的会社に開示する場合、県及び落札者が裁判所により開示を命ぜられた場合、落札者が本事業に関する資金調達に必要として金融機関に開示する（本条で規定された内容と実質的に同じ内容の守秘義務を課して開示する場合に限る。）場合、本事業に関し法律上の守秘義務を負う専門家のアドバイスを受ける場合、及び法令に基づき開示する場合は、県及び落札者は相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、当該目的に合理的に必要な限度で、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来す場合は、相手方に対する事前の通知を行うことを要せず、事後的な通知で足りるものとする。

（準拠法及び裁判管轄）

第13条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、鹿児島地方裁判所を本協定に関する一切の裁判に関し第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（有効期間）

第14条 本協定の有効期間は、本協定締結日から事業契約書に定める本事業の終了日までとする。ただし、事業契約の効力発生に至らなかった場合は、事業契約の仮契約の締結若しくは事業契約の効力発生に至る可能性がないと県が判断して代表企業に通知した日又は締結した事業契約の仮契約が解除された日までとする。

2 本協定の有効期間の終了にかかわらず、第12条の規定の効力は存続するものとする。

以上を証するため、本協定書を●通作成し、県及び落札者は、それぞれ記名押印の上、各1通を保持する。

令和●年●月●日

[県] [住所]  
鹿児島県  
鹿児島県知事

[落札者]  
(代表企業)  
[住所]  
[名称]  
[代表者]

(構成員)  
[住所]  
[名称]  
[代表者]

(構成員)

[住 所]  
[名 称]  
[代表者]

(協力企業)

[住 所]  
[名 称]  
[代表者]

(協力企業)

[住 所]  
[名 称]  
[代表者]

別紙 1

設立時の出資者一覧

法人名	住所又は所在地	株数	出資比率	金額 (単位：円)
合計				

別紙2

誓約書の様式

令和●年●月●日

鹿児島県知事 様

誓 約 書

鹿児島県（以下「県」という。）と〔代表企業名〕，〔構成員名〕，…及び〔協力企業名〕との間で，令和●年●月●日付で締結された鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター整備運営事業に係る基本協定書（以下「協定書」という。）に関して，〔特別目的会社名〕（以下「事業者」という。）の株主である当社は，下記の事項を県に対して誓約し，かつ，表明・保証いたします。なお，特に明示のない限り，この誓約書において用いられる語句は，協定書において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 本日現在，当社が保有する事業者の株式の数は，●株であること。
- 2 当社が保有する事業者の株式を譲渡する場合，事前に，譲受予定者からこの誓約書と同じ様式の誓約書を徴求し県に提出すること。
- 3 当社が保有する事業者の株式の譲渡，担保権の設定，その他の処分を行う場合，事前に書面で県に通知し，その承諾を得ること。

以上

[住 所]  
[名 称]  
[代表者]